

第12章 建設業附属寄宿舍における火災の防止

(建設業附属寄宿舍における火災の防止)

第184条 会員は、建設業附属寄宿舍を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検整備及び火気管理を徹底するほか、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」(平成6年9月28日付け基発第596号)の順守に努めなければならない。

解 説

第184条は、「建設業附属寄宿舍規程(改正平10.12.28労働省令第45号)」の定めに基づき、かつ、望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドラインについて(平6.9.28基発第596号)の順守に努めることを定めたものである。

同寄宿舍の管理にあたって使用者は、管理についての権限を有する寄宿舍管理者を定め、寄宿舍の出入り口にその氏名又は名称を掲示しなければならない。寄宿舍管理者は、1ヶ月以内ごとに1回、寄宿舍の巡視をし、巡視結果に基づき、この規程等に照らし、必要な修繕、改善すべき箇所を使用者に連絡しなければならない。

なお、寄宿舍は、その寄宿舍の使用を開始したとき、その後6ヶ月以内毎ごとに1回、避難及び消火の訓練を行うことが必要である。



出典：厚生労働省
リーフレットより

望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 1 使用者の責務 | 使用者は、寄宿舍について、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程に定めるところによるほか、このガイドラインに適合したものとなるよう努めるものとする。 |
| 2 寄宿労働者の意見の聴取 | (1) 使用者は、寄宿労働者から寄宿舍に関する意見要望を聴くための機会を設けるよう努めるものとする。 (2) 使用者は、(1)により寄宿労働者から意見要望があった場合には、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| 3 寄宿労働者の協力 | 寄宿労働者は、使用者が実施する寄宿舍に関する措置に協力するよう努めるものとする。 |
| 4 出入口 | 使用者は、通常使用する寄宿舍の出入口には、水洗設備等寄宿労働者の足部に付着した泥、土等を除去するための設備を設けるよう努めるものとする。 |
| 5 階段の構造 | 使用者は、寄宿舍の階段の両側に側壁又はこれに代わるものがある場合であっても、少なくともその片側については手すりを設けるよう努めるものとする。 |
| 6 寝室 | (1) 使用者は、寝室については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。 ① 各室の居住人員は、それぞれ2人以下とすること。 ② 各室の床面積は、押入れ等の面積を除き、1人について4.8平方メートル以上とすること。 (2) 使用者は、寄宿舍の周囲の状況に応じて、窓はサッシ窓にする等防音の措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 使用者は、就眠時間を異にする寄宿労働者を同一の寝室に寄宿させないよう努めるものとする。 |

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| 7 浴場 | 使用者は、浴場を設ける場合には、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。 ① シャワー設備を設けること。 ② 浴場の温度調節については、浴場内において行うことができる構造とすること。 ③ 体重計を備え付けること。 |
| 8 便所 | 使用者は、便所については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。 ① 大便所の便房及び小便所は、寄宿労働者の数に応じ、適当な数を設けること。ただし、大便所の便房は、2個を下回らないこと。 ② 女子の寄宿労働者の数に応じ、適当な数の女子用便所を設けること。 ③ できる限り水洗便所とすること。 |
| 9 渡り廊下 | 使用者は、食堂、浴室又は便所を寝室と別棟に設ける場合には、それぞれの棟の間に屋根のある渡り廊下を設けるよう努めるものとする。 |
| 10 洗たく機 | 使用者は、洗たく場には、寄宿労働者の数に応じて、適当な数の洗たく機を設置するよう努めるものとする。 |
| 11 物干し場 | 使用者は、寄宿舎の物干し場には、屋根を設けるよう努めるものとする。 |
| 12 福利施設 | (1) 使用者は、寄宿労働者の教養、娯楽、面会、談話、休憩等のための適当な福利施設を設けるよう努めるものとする。 (2) 使用者は、(1)の福利施設については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。 ① 喫茶のための設備を設けること。 ② テレビを設置すること。 ③ 新聞、雑誌等を備え付けること。 |
| 13 自動火災報知器 | 使用者は、寄宿舎に自動火災報知器を設置するよう努めるものとする。 |
| 14 食堂 | 使用者は、寄宿舎には、食堂を設けるよう努めるものとする。 |
| 15 温かい食事 | 使用者は、寄宿労働者に温かい食事を提供するよう努めるものとする。 |
| 16 湯の提供 | 使用者は、寄宿労働者に湯を提供するよう努めるものとする。 |
| 17 冷蔵庫及び電子レンジ | 使用者は、寄宿労働者が自由に使用できる冷蔵庫及び電子レンジ等を設置するよう努めるものとする。 |
| 18 栄養の確保 | 使用者は、寄宿労働者に給食を行うときは、栄養の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| 19 健康の確保 | 使用者は、健康に関する相談の機会を設ける等寄宿労働者の健康の確保について必要な配慮を行うよう努めるものとする。 |
| 20 疾病にかかった場合等の援助 | 労働者が負傷し、又は疾病にかかった場合には、必要な援助を行うよう努めるものとする。 |
| 21 共用電話 | 使用者は、寄宿舎には、寄宿労働者が自由に使用しうる共用の電話を設置するよう努めるものとする。 |
| 22 日用品の購入 | 使用者は、日用品の購入について寄宿労働者が不便を来さないよう、必要な援助を行うよう努めるものとする。 |

☆用語の意味☆

- ・ 「避難設備等」の「等」には、非常用照明設備、救急用具などがある。

第184条と安衛法令等の関係

| 区 分 | 安衛法令等 |
|----------------------------|----------------|
| 建設業附属寄宿舎規程 | 第1条～第24条 |
| 望ましい建設業附属寄宿舎に関するガイドラインについて | 平6.9.28基発第596号 |